

## 災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、滋賀県大津市及び三重県鈴鹿市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助に必要な車両等の応援
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする（以下「被災市」という）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及び応援集結場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

(大規模災害時における自主的活動)

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をする



ことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、被災市又は応援した市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(情報の交換)

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。

(訓練への参加)

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

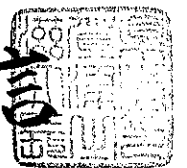
平成20年3月25日

滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市  
大津市長

目片

信



三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市  
鈴鹿市長

川岸光男

